

東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。（地震発生後は、第3編「災害応急対策」に定めるところにより対処する。）

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

(1) 防災に関する知識の普及

町及び県は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(2) 自動車運転者に対する広報

町、県、及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

町及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関連する情報

- 1 町は、東海地震注意情報が発表された場合、同報無線、広報車、形態インターネット及び自主防災組織等を通じて住民等に伝達するものとする。
- 2 町は、住民等の東海地震注意情報が発表された場合に予想される混乱の発生を防止するため、職員等に次の事項を周知し、住民等の照会に対応するものとする。
 - (1) 東海地震注意情報の意義及び情報収集に関する事項
 - (2) 地震に対する警戒及び火気等の自粛に関する事項
 - (3) 警戒宣言発令時にとるべき行動及びその準備に関する事項

[情報の種類]

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震 予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		警戒宣言 地震災害警戒本部設置 地震防災応急対策
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められ場合には、その旨が本情報で発表される。		準備行動の実施 県民への広報
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

第2章 地震災害警戒本部の設置等

基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合は、地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づいて広報活動を実施する。

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 町地震災害警戒本部の設置

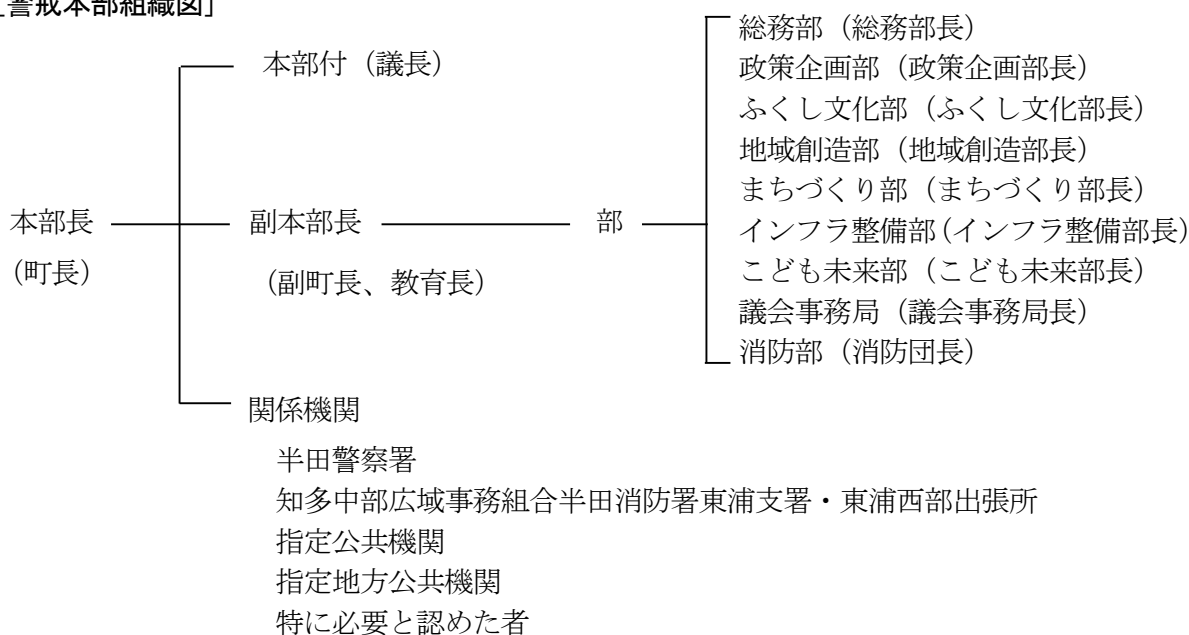
町長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに東浦町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された段階から、本部員及び本部職員を招集し、警戒本部の開設準備を行うものとする。

2 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、東浦町地震災害警戒本部条例及び同要綱に定めるところによる。

[警戒本部組織図]



3 町の地震防災応急対策要員の参集

町長は、次の場合、職員の参集を命ずるものとする。なお、非常配備体制及び参集方法については、第3編第1章第3節「非常配備」によるものとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。
第一非常配備体制
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発せられたとき。
第三非常配備体制

4 職員は、休日その他勤務を要しない日及び勤務時間外において、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたときは、配備指令を待つことなく、自主参集するよう努めるものとする。

◆附属資料 80「東浦町地震災害警戒本部条例」

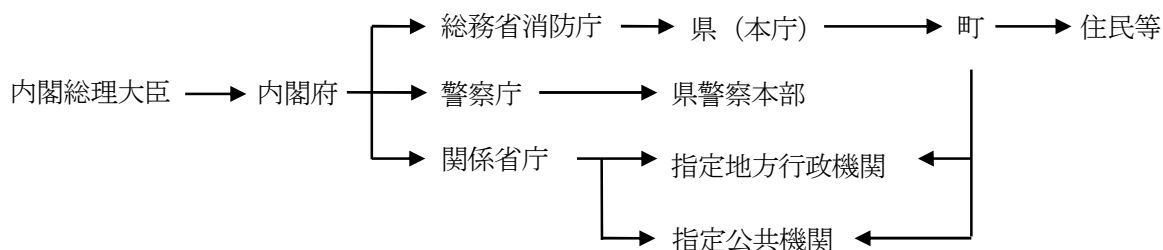
◆附属資料 81「東浦町地震災害警戒本部要綱」

第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

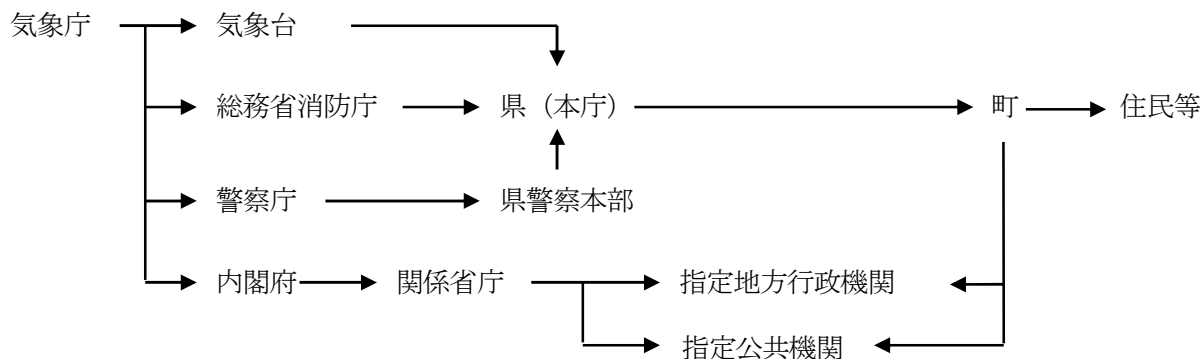
内閣総理大臣による警戒宣言の発令に伴う警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容、その他これらに関する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）の伝達は、次の系統図により行う。

(1) 警戒宣言



※県から市町村へは、防災行政無線による一斉指令を行う。

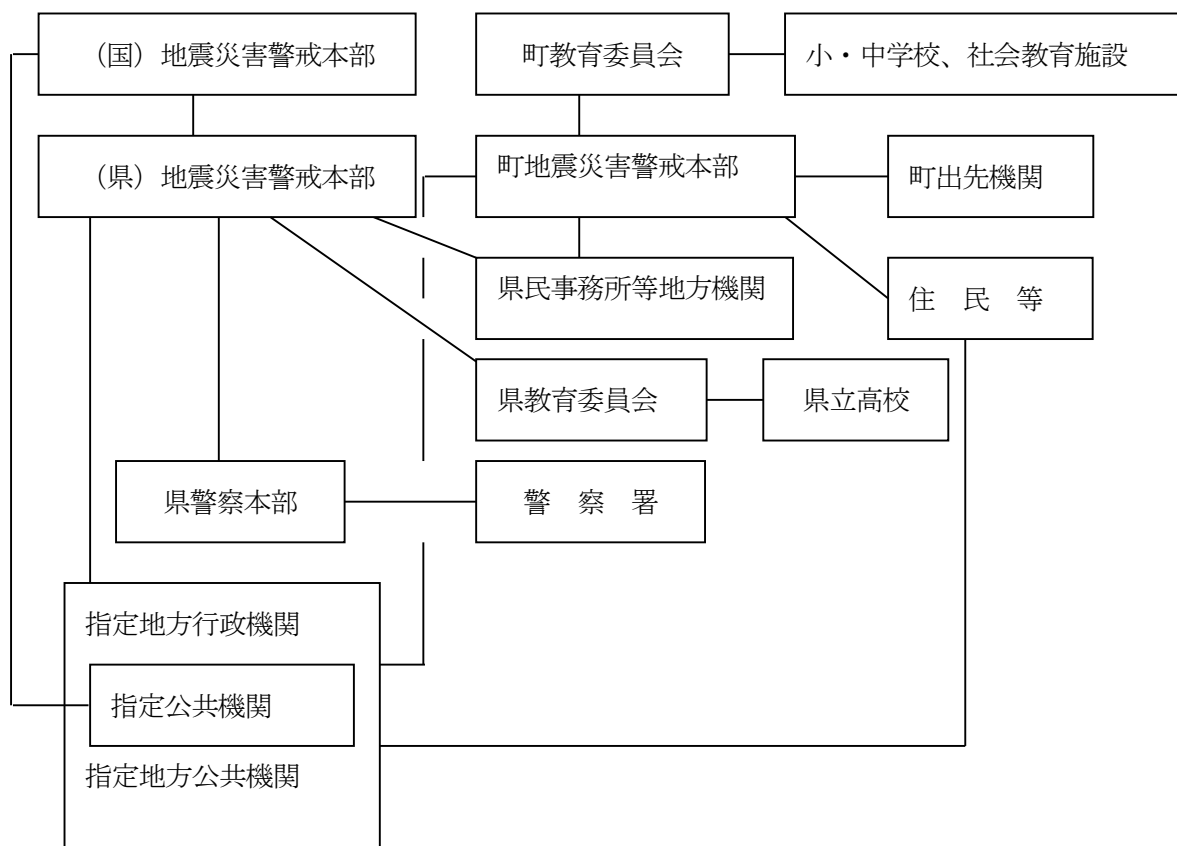
(2) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時））



※県から市町村へは、防災行政無線による一斉指令を行う。

町の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送、電話等によるものとし、勤務時間外における職員の動員方法については、第3編第1章第3節「非常配備」による。なお、警戒本部を中心とした情報の伝達系統は次のとおりとする。

[情報の伝達系統図]



2 警戒宣言発令時の情報伝達手段

警戒宣言が発せられた場合、NTT電話の利用が増加し、異常ふくそうが生じ通話不能な事態の発生が予想されるので、平常時から住民に対して警戒宣言が発せられたときの電話の自粛を呼びかけることとする。従って、通話の状況によっては災害時優先電話の通話確保のため、一般通話は発信規制される場合もある。

3 代替伝達系統

県から町へは、防災行政無線による一斉指令を行う。

なお、何らかの事情により通信が困難な場合、県から町への代替伝達系統は、第3編第3章第3節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

また、町機関は、警戒宣言の発令に伴う異常事態時の情報伝達、収集にあたっては、災害時優先電話を活用するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

東海地震に関連する情報等に伴う混乱を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ適確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、東海地震に等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

1 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に県内の地震及び津波の予想並びに本町における避難対象地区の周知
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼び掛け
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災機関の準備行動に関する情報
- (4) 町長から住民等への呼びかけ
- (5) ライフラインに関する情報
- (6) 強化地域内外の生活関連情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼び掛け
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (9) 応急計画を作成しない事業所及び地域住民が執るべき措置
- (10) 交通規制、公共交通機関の運行状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (11) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (12) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (13) その他状況に応じた事業所又は住民に周知すべき事項

2 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関やケーブルテレビ放送の協力を得て行うほか、地震防災信号、同報無線、広報車、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、印刷物の配布、また、自主防災組織等を通じる伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語や、やさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

[地震防災信号]

警	鐘	サイ	レン
(5点)		(約45秒吹鳴)	
●●●●●	●●●●●	—————	—————
		(約15秒)	
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用する。		

3 問い合わせ窓口

町及び県は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口の体制を整えるものとし、この場合の町の窓口は、警戒本部広報・渉外部とする。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 情報の収集、伝達系統

警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等に関する情報の収集、伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、第2節「警戒宣言発令時等の情報伝達」の「情報の伝達系統図」により行うものとする。

2 報告事項・時期

- (1) 町は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報

- 用)」により県に報告する。
- (2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」により報告することとし、報告時期は次のとおりとする。
- ①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに行う。
 - ②は、避難に係る措置が完了した後速やかに行う。
 - ③から⑩までは、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次行う。
- ◆附属資料 65 「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）」
 - ◆附属資料 66 「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

基本方針

- 町は、地震災害が発生した場合に備え、食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄を図るとともに、警戒宣言が発せられた場合には、町内事業者の在庫物資の供給確保に努め、不足する場合は、県等の備蓄品の供与又は貸与を要請する。又、災害応急対策を実施するために必要な資機材の整備及び防疫、医療等の措置に必要な人員を配備するものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された段階から、これらの準備的な対応を実施する。
- 地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、町長は大震法第27条第1項の規定により、区域内の他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用することができるものとする。この場合、町長は土地建物等の占有者等に大震法施行令第13条の規定による通知をするものとし、当該処分により通常生ずべき損失については、大震法第27条第6項の規定により、これを補償するものとする。

第1節 主要食糧、生活必需品、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合には、地震発生後の被災者救護のために必要な食糧、生活必需品、医薬品等の確保を図るものとし、これに要する人員体制は、「東浦町地震災害警戒本部要綱」の定めるところによる。

食糧、生活必需品、医薬品等の確保は、町が自ら備蓄を図るとともに、町内事業者の在庫物資の供給確保に努めるものとし、町内事業者からの在庫物資の供給について、あらかじめ町内事業者と協定を締結しておくものとする。

なお、町内で調達が不可能な場合は、県、日赤愛知県支部に協力を要請するものとする。

1 食糧

- | | |
|-----|---------------------------|
| 主食 | 米、乾パン・クラッカー、缶詰類、粉ミルク等 |
| 副食物 | 漬物、缶詰類等 |
| 調味料 | 塩、しょう油、味噌等 |
| 食器類 | ガス調理器、鍋・釜、はし、食器、コップ、ほ乳びん等 |

2 生活必需品

毛布、下着、洗面具、タオル、おむつ、洗剤、懐中電灯、燃料、防水シート、簡易トイレ等

3 医薬品等

包帯、ガーゼ、救急用ばんそうこう、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、鎮静剤、三角巾等

◆附属資料 81 「東浦町地震災害警戒本部要綱」

◆附属資料 124 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定（町内9販売業者）」

◆附属資料 125 「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定（9石油製品販売業者）」

◆附属資料 126 「災害支援協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）」

◆附属資料 127 「名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）」

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備手配

1 緊急輸送道路確保用の資機材及び人員の配備

(1) 町は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保す

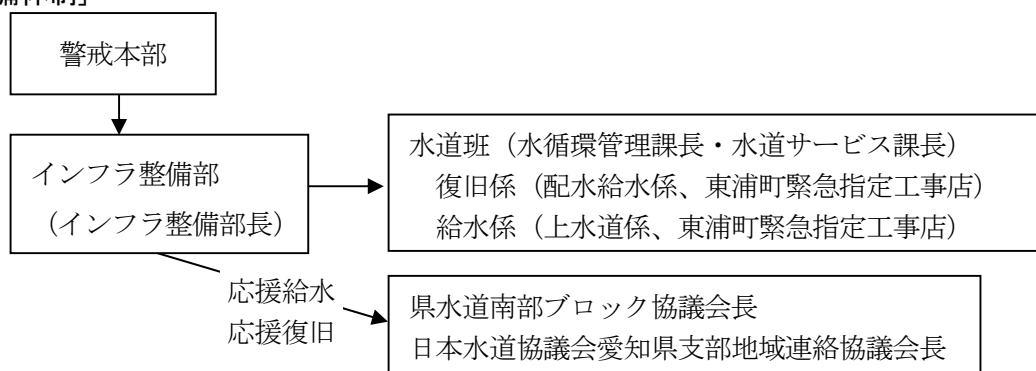
- るため、応急復旧用の資機材、人員の確保等の措置を講ずるものとする。
- (2) 県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合は、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行を確保するため、交通規制標示板等を必要箇所に設置するものとする。
- (3) 東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、発災後における応急復旧に備え、次のような措置を講ずるものとする。
- ア 応急復旧用資材及び機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資材及び機器についてもその所在を確認する。
- イ 必要に応じ、あらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

◆附属資料 29 「緊急輸送道路確保用の資機材及び必要人員数」

2 給水確保用資機材及び人員の配備

町は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の飲料水等の確保のため、配水池の配水操作に留意し必要な人員の配備、応急給水、応急復旧の工事車両等及び現有の資機材の整備点検に努めるものとする。また、災害に備え、県並びに東浦町緊急指定工事店及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整える。

[配備体制]



◆附属資料 52 「応急給水用資機材」

◆附属資料 53 「東浦町緊急指定工事店」

3 電気供給確保用資機材及び人員の配備

中部電力株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合には、直ちに警戒体制を発令し、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保し応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。また、発災後、復旧用資機材が不足する場合、他事業所から資機材を調達する。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を招集しその確保に努める。また、発災後は復旧要員を確保するとともに、必要に応じ請負工事会社及び他事業所へ応援を依頼する。

4 都市ガス供給確保用資機材及び人員の配備

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合には直ちに警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保し応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保

に努める。

(2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

5 浸水対策用資機材及び人員の配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう非常配備等の体制を整える。

このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、東浦町地震災害警戒本部要綱に基づき、人員を配備する。

なお、浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

◆附属資料 39「水防資材」

◆附属資料 40「水防器材」

6 廃棄物処理及び清掃活動確保用資機材及び人員の配備

(1) 一般廃棄物処理施設

東部知多衛生組合は、災害の発生に備え、速やかに一般廃棄物処理施設の緊急点検を実施し、復旧・稼働できるよう体制を確保するものとする。

(2) ごみ処理

町は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(3) し尿処理

町は、家屋の倒壊、水道の断水等によりトイレが使用不能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

7 防疫活動確保用資機材及び人員の配備

町は、災害発生時における防疫等衛生対策として、生活環境の悪化地域等に対して、消毒方法、清潔方法及びそ族昆虫等の駆除並びに検病調査、健康診断を実施するため、その緊急時に対応できるよう配備体制を整え、保健所及び医療機関の協力を得て、災害の発生に備えるものとする。

◆附属資料 47「防疫用資機材」

8 医療救護用資機材及び人員の配備

(1) 町は、災害の発生に備え、応急的な医療救護活動の実施のため、次の措置をとるものとする。

ア 医療救護活動の準備のため、町内医師との連絡を密にする。

イ 応急救護所設置の準備を行う。

ウ 応急救護所で使用する医薬品等は、災害用救急箱に整備しておくことを原則とする。

エ 医療救護活動の実施に応援が必要と判断される場合は、県に応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の派遣を要請する。

(2) 県は、町からの応援要請に対応するため、応急的な医療活動を実施するために必要な医療救護班の編成、派遣の準備を行う。

(3) 日赤愛知県支部は、災害の発生に備え、救護要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

(4) 国立病院は、地震発生後の緊急事態発生に備え、医療救護班等の準備体制をとる。

第4章 発災に備えた直前対策

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第1節 避難対策

1 町が行う避難対策

(1) 避難対象地区

警戒宣言が発せられた場合において避難情報の対象となる地区は、あらかじめ定める急傾斜地崩壊危険箇所等とする。

なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区については、風水害等災害対策計画の第2編第2章「水害予防対策」に記述する。

(2) 避難対象地区の広報

町は、(1)の避難対象地区の住民に次の事項について、十分周知を図るものとする。

ア 避難地区の範囲

イ 想定される危険の種類

ウ 避難場所

エ 避難場所に至る避難路

オ 車による避難が行われる地域及び対象者、手法

カ 避難情報の伝達方法

キ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置

ク その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持ち出し品、服装、車の使用の禁止）

(3) 避難対象地区内施設等の対策

大震法第7条第1項各号に掲げる施設又は事業所のうち、(1)の避難対象地区内にあるものを管理し、又は運営する者は、その従事者、収容者、入場者等に対し、(2)に掲げる事項についてあらかじめ十分な周知を図るものとする。この場合において、学校等については(2)に掲げる事項に加えて、児童生徒等の引渡し方法及び登下校時の措置について、保護者に対して周知を図るものとする。

(4) 避難対象地区に対する避難の指示等

町は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた(1)の避難対象地区について、避難の指示を行い、又は警戒区域の指定を行うとともに次の措置をとるものとする。

ア 同報無線、広報車等による避難情報の周知

イ 県警戒本部への避難状況等の報告及び報道機関に対する放送依頼

ウ 避難対象地区の自主防災組織、施設及び事業所への集団避難の指示

エ 半田警察署長への避難の指示を行った旨の通知

オ 県公安委員会（半田警察署）への避難誘導、交通規制等の依頼

カ 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検整備

キ 警戒本部と避難場所との情報連絡網の開設

ク 避難終了後の当該地区の防火防犯パトロール

また、自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び警戒本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 避難生活の運営

地震災害一次避難場所で運営する避難生活については、原則として屋外によるものとし、地震災害二次避難場所での避難生活は、建物等の安全性を確認のうえ、屋内とする。

ただし、要配慮者については、保護のため、建物等の安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難生活の運営をすることができるものとする。

(6) 避難の方法

避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

(7) 要配慮者の対策

町は、あらかじめ高齢者、障がい者等の要配慮者の所在把握を行うこととし、所在把握の方法等は、「東浦町災害弱者支援体制マニュアル」によるものとする。

避難の指示が行われたときは、要配慮者の避難場所までの避難誘導は、警戒本部の指示により、自主防災組織が主体となって行うものとする。

(8) 避難場所での救護措置等

町が地震災害二次避難場所を開設するときは、次のような救護措置を行うものとする。

ア 収容施設又はテントへの収容

イ 飲料水、食糧、毛布の供与（ただし、警戒宣言発令時には避難生活に必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資は原則として避難者に支給しないので、避難者は各自家庭内備蓄を非常持ち出しするものとする）。

ウ その他

町が避難場所を開設した場合、救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 町が備蓄する食糧、生活物資の準備

(イ) 協定に基づく町内商業者に対する在庫物資供給の要請

(ウ) (町内で調達不能な場合) 県、日赤愛知県支部に対する物資供給の要請

(9) 避難所の運営体制の整備

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予測されるため、「東浦町避難所運営マニュアル」などを活用し、避難所の実情に応じた避難所運営体制の整備を図る。

なお、避難場所については、第3編第10章第1節「避難所の開設・運営」に記述する。

◆附属資料 15 「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

◆附属資料 124 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」

◆附属資料 125 「災害時における石油類燃料の優先供給等に関する協定（9石油製品販売業者）」

◆附属資料 126 「災害支援協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）」

◆附属資料 127 「名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定（生活協同組合コープあいち）」

2 警察官が行う避難対策

(1) 警戒宣言が発せられた場合において、町長が避難のための立退きの指示をすることができないと認めるとき又は町長が要求したときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のための立退きを指示する。

(2) 警察官が上記の措置をとったときは、直ちにその旨を町長に連絡するものとする。

3 県公安委員会が行う交通規制

県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合、避難場所及びその周辺道路等において駐車禁止、一方通行及び指定方向外進行禁止等の必要な交通規制を行う。

4 児童生徒等の安全対策

学校等における児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。

なお、学校等においては通学（園）方法、通学（園）距離及び時間、通学（園）路・交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、実態に即して具体的な対応方法を定め、児童生徒等を始め保護者等に周知しておくものとする。

- (1) 児童生徒等が在学（園）中に東海地震注意情報が発表されたときは、授業等を中止し、あらかじめ定められた方法により速やかに下校（退園）させる。
- (2) 児童生徒等が登下校（登降園）中に東海地震注意情報が発表されたときは、あらかじめ定められた方法により速やかに帰宅するよう指導する。
- (3) 児童生徒等が在宅中に東海地震注意情報が発表されたときは、休校（園）として児童生徒等は登校（園）させない。
- (4) 実態に即した具体的な対応方法の決定
各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (5) 児童生徒等及び保護者等に対する対応方法の周知
東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒等及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。
- (6) 施設設備に対する安全点検
施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 消防対策

町、知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団は、東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合は、地震に伴う出火及び混乱等の防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 火災発生の防止、初期消火についての居住者等への広報
- (2) あらかじめ予想される火災危険地域について、部隊及び資機材の事前配備
- (3) 東海地震に関連する情報等の収集、伝達及び周知体制の確立
- (4) 避難対象地区における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保
- (5) 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示
- (6) 警戒巡視の実施
- (7) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (8) その他必要な措置の実施

2 水防対策

町、知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団は、警戒宣言が発せられた場合は、浸水対策として次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 河川等の監視、警戒を強めるとともに、河川等管理者への連絡通報を実施
- (2) 浸水対策用資機材の点検、整備、配備の実施
- (3) その他必要な措置の実施

第3節 社会秩序の維持対策

警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通混雑及び犯罪の発生を防止するため、東海地震注意情報が発表された旨の通報を受けた場合は、早期に警備体制を確立し、関係機関との

緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を推進する。

1 警備本部の設置

警察は、東海地震注意情報が発表された旨の通報を受けた場合は、半田警察署に警察署東海地震警戒警備本部を設置して警備体制をとる。

2 警備要員の参集

警察職員は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、警察署長の定めるところにより参集し、警備活動に従事する。

3 警備活動の重点

警察は、警戒宣言が発せられた場合、混乱状態を早期に收拾し、民心の安定を図るため、次の警備活動を重点として推進する。

- (1) 各種情報の伝達を行う。
- (2) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (3) 避難の指示及び誘導を行う。
- (4) 交通秩序の保持を行う。
- (5) 警察広報を行う。
- (6) 犯罪及び危険物の取締りを行う。
- (7) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (8) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (9) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

第4節 道路交通対策

警戒宣言が発令された場合、県公安委員会は、道路管理者と協力して適切な交通規制を実施し、住民等の避難、緊急物資の輸送、警察・消防活動が円滑に行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

1 交通規制の基本方針

- (1) 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域内への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 知多半島道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限する。
- (3) 緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

2 運転者のとるべき措置

町及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。

車両を運転中に警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置は、次のとおりとし、周知徹底を図るものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジ

ンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアをロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策及び災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

3 交通規制の内容及び方法

警戒宣言が発せられた場合は、大震法及び道路交通法の定めるところにより、次の交通規制を行う。

(1) 強化地域規制

緊急輸送路を確保するため、一般車両の知多半島道路への流入を制限するとともに、交通の混乱等により地震防災応急対策に影響が及ぶ場合には、必要な交通規制の見直し等を行う。

(2) 避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進行禁止等の必要な交通規制を行う。

(3) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するものとする。

(4) 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める標示板を設置して行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難であるときは、警察官の現場における指示により行う。

(5) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、同報無線、ラジオ、看板等により適宜、適切な広報を実施する。

4 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

(1) 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させる。

(2) 通行の禁止又は制限をされている路線上の駐車車両については、直ちに立退きの広報及び指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

5 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

町内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、東海旅客鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられる前の段階から、警戒宣言が発せられたときの運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言が発せられるまでは、需要にこたえるため極力運行を継続するものとする。

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における列車、旅客等の安全を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

1 東海地震注意情報発表時

(1) 列車の運転取扱

ア 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地

域内への進入を禁止する。

イ 貨物列車については、強化地域内への進入を禁止する。

(2) 旅客への案内等

東海地震注意情報が発表されたときには旅客等に対し、情報を伝達し、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の運転計画を案内する。警戒宣言が発せられたときに列車の運転を中止すること等を説明し、旅行の中止等を促すものとする。

2 警戒宣言発令時

(1) 列車の運転取扱

警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転取扱いを実施することとする。

ア 強化地域内への列車の進入を禁止する。

イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

(2) 旅客への対応

ア 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により、列車の運転状況について案内する。

イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、町の定める避難場所へ避難させる等の必要な措置をとることとし、あらかじめ町と協議しておくものとする。

ウ 前記の旅客に対しては、食事のあっせんを行うこととし、駅周辺の食糧品店、食堂等の供給能力について調査し、協力体制を確立しておくとともに、臨機応変に対処できる体制を整えておくものとする。

なお、食事のあっせんが不可能な場合は、町に食事のあっせんの援助を要請するものとし、あらかじめ町と協議しておくものとする。

エ イの旅客のうち、病人等緊急の救護を必要とする旅客は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立しておくものとする。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておくものとする。

第6節 バス

バス運行事業者は、バス、乗客等の安全を確保するため、原則として次の措置を講ずるものとする。

- 1 運行路線にかかわる危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に運行車両の乗務員はラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- 3 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促すものとする。
- 4 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- 5 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置を講じ、旅客の避

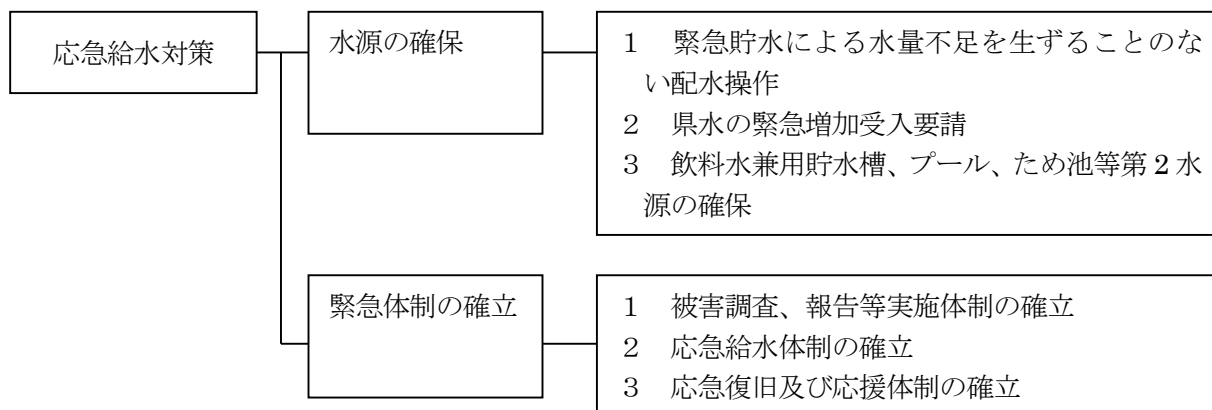
難状況等について可能な限り営業所等へ報告するものとする。

- 6 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置をとった旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 飲料水

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え緊急貯水の実施を居住者等に強力に呼びかけるとともに、応急給水対策としての次の措置を講ずるものとする。



(1) 水源の確保

- ア 居住者等の緊急貯水によって、水量不足を生じないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- イ 県水（愛知用水水道事務所）に対し緊急受水の要請を行い、隣接市町との緊密な連絡のもと、お互いに支障をきたさないよう、相互応援給水を行う。
- ウ 飲料水兼用貯水槽に加え、なお飲料水が不足する場合も想定し、プール、ため池、河川等を第2水源として、ろ水機により浄水できるよう確保を図る。
なお、飲料水兼用貯水槽については第3編第11章第1節「給水」に記述する。
- エ 「災害時井戸水提供の家」の登録制度を活用し、非常用飲料水の確保に努めるものとする。

(2) 緊急体制の確立

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、発災による被害程度を把握できる体制を確立しておくものとする。
- イ 応急給水体制の確立
(ア) 応急給水量
応急給水量は、発災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め確保するものとする。
- (イ) 応急給水の対象者
応急給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が破損して、飲料水が得られない被災者を対象とする。
- (ウ) 応急給水の方法
水道の代替手段としての順位は、飲料水兼用貯水槽、プール、河川、ため池の順とする。
- ウ 応急復旧及び応援体制の確立
応急給水作業と並行して、応急復旧作業を図り、早期通水を第一とし東浦町緊急指定工事店と連絡を密にして仮設配水管、仮設共用栓を布設する。
また、町は自ら飲料水の供給あるいは応急復旧が困難な場合は、東浦町緊急指定工事店の

ほか、県及び水道災害相互応援に関する覚書を締結している県内の水道事業者に応援を求めるものとする。

発災後日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発災から3日	3	おおむね1キロメートル以内	貯水槽、給水車
4日～10日	20	おおむね250メートル以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね100メートル以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	250 (被災前量)	おおむね10メートル以内	仮配管からの各給水共用栓

◆附属資料 53 「東浦町緊急指定工事店」

2 電気

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

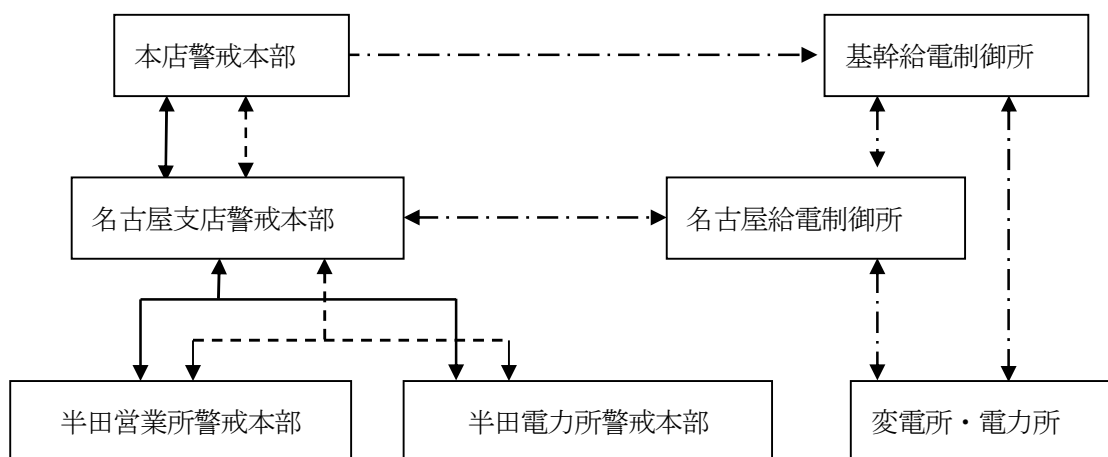
(1) 地震警戒体制

直ちに、地震警戒体制を発令し、本店、名古屋支店、半田営業所及び半田電力所に地震災害警戒本部を設置する。

(2) 情報伝達

警戒宣言及び警戒解除宣言に関する情報伝達経路は、あらかじめ定められた伝達経路及び伝達方法により行う。

ア 伝達経路



情報伝達は、原則として上図によるが、重要緊急事項については、これにかかわらず迅速、適確なルートを選んで行うことができる。

- ←→ 給電指令ルートを通じて行う気象情報、発送変電設備の停止（被害）及び復旧状況等の臨時の伝達・報告ルートを示す。
- ←→ 対内情報班を通じて行う本部指令、気象情報、動員状況、停止（被害）及び復旧状況等の伝達・報告ルートを示す。
- ←-→ 各班の組織を通じて行う復旧状況の具体的対策指示及び実施状況等の伝達・報告ルートを示す。

イ 伝達方法

社内電話、社外電話、携帯電話、ファックス等により伝達を行う。

(3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において地震の発生に鑑み、作業員の安全に十分配慮する。

ア 臨時巡視点検

点 検 場 所	実 施 事 項
変 電 所	1 構内臨時巡視（落下物、二次災害発生可能物の排除等）
	2 消火設備の点検

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を次表により実施する。

[仕掛け工事及び作業中の電力施設における応急安全措施]

電力設備		応 急 安 全 措 置
変電所		1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組み立て中機器の補強 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定、安全区域への移動 (3) 転倒又は転がりやすい物品のロープ等による固定、転がり防止のセット、補強柱のセット (4) 仮設パイプ等の固定 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
送電線路	架空	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により組立中鉄塔ボルトの本締め、各種支線の補強又は取付け (2) 鉄塔上の資材及び工具の撤去又は緊結 (3) 重機類のブームの格納 (4) 工事敷地の立入り禁止柵の点検及び補強 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検及び補強の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
配電線路	架空	1 工事を中止し、建て込み中の支持物固定、緊縛等の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止
	地中	1 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) ケーブルドラム、柱上末端部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施 (2) バリケード、セーフティコーン、表示テープ等交通安全標識の点検及び補強の実施 2 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(4) 電力の緊急融通

各電力会社と締結した「全国融通電力供給契約」及び中部電力株式会社と隣接する各電力会社間で締結された「二社融通電力供給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(5) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道関係機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措施に関する広報を行う。

3 電気通信

警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、西日本電信電話株式会社では、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の諸措置を行う。

(1) 「警戒宣言」発令に伴う諸措置

ア 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の正確、迅速な伝達

警戒宣言等に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。また、地震防災に関する情報の授受及び収集を円滑に行うため、各防災関係機関との連絡担当を明確に定めるものとする。

イ 警戒本部の設置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに準備警戒の措置をとるとともに、地震災害警戒本部を設置する。

ウ 情報等収集と伝達

地震災害警戒本部は、国や市町村等から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の伝達経路により相互伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震応急対策等に反映させる。

エ 地震防災応急対策等に関する広報

警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じて広報を行う。

(ア) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

(イ) 電報の受付、配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況

(エ) 西日本電信電話(株)名古屋支店における業務実施状況

(オ) 災害用伝言ダイヤルの利用方法

(カ) 利用者に対し協力を要請する事項

(キ) その他必要とする事項

オ 通信の利用制限等の措置

警戒宣言の発令、地震災害に関する各種情報の報道等により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則に定めるところにより、強化地域内の機関及びその他の地域で必要とする機関において、地震防災応急対策の実施上必要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置をとるものとする。

カ 災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板運用

東海地震注意情報等が発表された後、状況に応じて、災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等を提供する。なお、必要に応じ東海地震注意情報等の発表前から実施することもある。

キ 復旧用資機材、車両等の確認及び広域応援計画に基づく手配警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等に係る組織（対策要員）においては、速やかに地震災害警戒本部に参集する。復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認並びに広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。また、発災後における電気通信設備等の迅速な復旧に必要な次の車両については、あらかじめ緊急輸送用としての特別許可（緊急通行車両の事前届出）を得ておくものとする。

(ア) 移動無線車、移動電源車及びポータブル衛星通信支援車

(イ) 災害対策用機器及び応急復旧用資機材運搬用車両

(ウ) 工事用車両及び特殊車両

(エ) 広報車、その他災害応急復旧対策上必要な車両

ク 建物、施設等の巡視及び点検

警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設について巡視し、必要な点検を実施するものとする。

ケ 工事中の施設に対する安全措置

警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。

中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全対策を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

4 ガス

警戒宣言が発せられた場合、東邦ガス株式会社では次の諸措置を行う。

- (1) ガスの供給は、警戒宣言が発せられた場合においても継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

5 放送

日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各局は、警戒宣言が発せられた場合は、町の活動が円滑に行われるようその業務について協力する。

第8節 生活必需品の確保

- 1 町及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食糧等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請及び指導を行うものとする。
- 2 生活必需品の高騰、売り惜しみ及び買い占めが起きた場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のため指導を行う。
- 3 警戒宣言が発せられた場合において、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗に対し、関係団体等を通じて営業の要請に努めるとともに必要となる物資の輸送についての対策を講ずるものとする。
- 4 各家庭においては、警戒宣言発令時には町から食糧等生活必需品は原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日分の飲料水、食糧を始めとする生活必需品を常時家庭内に備蓄しておくように努めるものとする。なお、町は、平常時からこれらの対応について周知徹底を図るものとする。

第9節 病院、診療所

- 1 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- 2 警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- 3 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第10節 スーパー等

警戒宣言が発せられた場合、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食糧品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

◆附属資料 109 「災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定（イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社）」

第11節 緊急輸送

町、県（防災安全局、関係部局）及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。また、確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員、物資及び機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、町、県及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないように、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。

また、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町及び県の警戒本部において調整を行うものとする。

◆附属資料 28「緊急輸送道路」

3 緊急輸送基地

警戒宣言が発せられた場合、東浦町役場、東浦高校、株式会社豊田自動織機東浦工場及び愛知カリモク株式会社に緊急輸送基地（集積地点）を設定する。

4 緊急輸送車両等の確保

町、県、関係機関及び輸送関係業者等の保有する車両を、緊急輸送基地に集結し、必要に応じて各避難場所に物資及び人員を緊急輸送するものとする。

確保する車両の数は、地区ごとに2台（資機材輸送用トラック1台、人員輸送用トラック1台）の計12台を目安として確保する。なお、予備車両としてトラック2台、ライトバン2台を確保するよう努めるものとする。

5 緊急輸送車両等の運行確保

(1) 緊急輸送車両等の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条の規定により緊急輸送車両の確認を行うものとする。

また、町及び緊急輸送を行う計画のある車両を有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の事前届出を行うこととする。

(2) 緊急輸送車両確認証明書の交付範囲

緊急輸送車両確認証明書を交付する範囲は、本節1の緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲において定めるものとする。

(3) 緊急輸送車両等の届出手続

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急車両等確認申請書」を県又は県公安委員会に提出するものとする。

なお、事前に届け出る場合は、「緊急通行車両等事前届出書」を県公安委員会に提出するものとする。

(4) 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると認定したときは、知事又は県公安委員会は、「緊急通行車両等確認証明書」を作成し、標章とともに申請者に交付する。

◆附属資料 31 「緊急通行車両の標識」

◆附属資料 70 「緊急通行車両等確認申請書」

◆附属資料 71 「緊急通行等事前届出書・届出済書」

◆附属資料 72 「緊急通行車両等確認証明書」

第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられた場合の鉄道の運転及びバスの運行に関する規制、自動車の通行規制などにより町内に滞留者が生じたときは、次のような措置をとるものとする。

- 1 鉄道の運転規制により生じた滞留者は、第5節「鉄道」により措置する。
- 2 バスの運行規制により生じた滞留者は、第6節「バス」により措置する。
- 3 自動車の通行規制により生じた滞留者は、自動車を緊急輸送車両及び避難者の通行の支障とならない場所へ安全を確認のうえ駐車する。
- 4 滞留者は最寄りの避難場所へ避難する（自己の責任において別の行動を希望する者を除く）。
- 5 町が開設した避難場所での滞留者への対応は、第1節1(8)「避難場所での救護措置等」に準じて行う。

第5章 町が管理又は運営する施設に関する対策

基本方針

- 町は、警戒宣言が発せられた場合、町内の道路、河川・海岸、不特定かつ多数が出入する施設、地震防災応急対策の実施上重要な建物及び工事中の建築物等に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

第1節 道路

地震が発生した場合に予想される道路の被害は、法面の崩落、高盛土か所の崩落、路面の亀裂、沈下、橋りょうの損壊、ガス管、水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊などが想定される。

このため、町は、東海地震注意情報が発表された段階から、直ちに所管する道路のうち、特に緊急輸送道路として指定された路線及び道路の損壊等が予想される危険箇所を中心に道路巡視を行い、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の状況を把握し、必要な安全対策を講じた上で原則として、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

さらに、平常時から道路、橋りょう施設の調査等を実施し、必要な改良を図っていく。

緊急点検巡視の実施体制は、東浦町地震災害警戒本部要綱の定める編成とする。

◆附属資料 28 「道路巡視重点箇所」

第2節 河川及び海岸

1 河川

東海地震注意情報が発表された段階から、必要に応じて河川や重要水防箇所の緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、中断等の措置をとるものとする。

緊急点検巡視の実施体制は、東浦町地震災害警戒本部要綱の定める編成とする。

◆附属資料 10 「重要水防箇所」

◆附属資料 36 「河川状況」

2 海岸堤防

本町の海岸は、国土交通省所管の堤防 3,735 メートル及び農林水産省所管の堤防 1,250 メートルがあり、東海地震注意情報が発表された段階から、管理者は直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じ防災応急措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は、中断等の措置をとるものとする。

3 愛知用水

水資源開発公団は、警戒宣言が発せられた場合、発災による愛知用水基幹施設、一般住民等への被害の軽減又は防止を図るため、次のとおり防災体制を確立する。

(1) 防災本部

警戒宣言が発せられた場合の防災に関する業務の適切な遂行を図るため、防災本部を愛知用水総合事業部内に設置する。また、関係各支所に支部を設置する。

(2) 情報連絡

警戒体制及び情報の伝達は、別に定める防災体制の伝達経路のとおりとし、一般加入電話及び無線で周知徹底する。

(3) 警戒宣言が発せられたときの措置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに施設の臨時点検等を行う。

幹線水路等の放流口からの放水操作に備え、事前に河川管理者等に連絡する。又、放流が必要となった場合は、必ず下流の安全を考慮して行うものとする。

第3節 農業用施設

東海地震注意情報が発表された段階から、施設管理者は、農業用排水機場等の施設について、直ちに緊急点検及び巡視を実施し、状況に応じて管理上の措置を講ずるとともに、工事中の場合は中断等の措置をとるものとする。

第4節 不特定かつ多数の者が出入する施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

1 一般的事項

(1) 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎及び施設において、庁舎への来訪者及び施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

イ 東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合

(ア) 庁舎

来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確に、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。

(イ) 施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確に、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(2) その他の措置

庁舎及び施設について、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には、次の措置をとるなど発災に備えるとともに、必要な体制を整えるものとする。

ア 施設の防災点検及び応急補修並びに設備及び備品等の転落・落下防止措置

イ 出火防止措置

ウ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

エ 消防用設備の点検及び整備並びに事前配備

オ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備及びコンピュータシステムなどの重要資機材の点検実施

2 学校

小・中学校に、保護を必要とする児童及び生徒がいる場合、これらの者に対する保護の措置を講ずるものとする。

3 社会福祉施設

(1) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等にあたって、特に配慮を必要とする者が利用していることが多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設において警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

(2) 重度障害者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置を講ずるものとする。

4 保育園

保育園については、学校に準じて行う。

第5節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は、第4節「不特定かつ多数の者が出入する施設」に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 警戒本部開設に必要な資機材、緊急車両等の確保

第6節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中断するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

- 1 防災関係機関相互における応援要請、又は応急措置の要請については、あらかじめ手続き等を定めるものとする。
- 2 町長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認める場合は、大震法第26条の規定に基づき他の市町村に応援を求めることができる。この場合、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。
- 3 町長は、地震防災応急対策を実施するため必要があると認める場合は、大震法第26条の規定に基づき県等に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。
- 4 指定公共機関等が町に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるものの他、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。
 - ◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合）」
 - ◆附属資料 98「水道災害相互応援に関する覚書（県内水道事業管理者）」
 - ◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定（県内市町村及び一部事務組合）」
 - ◆附属資料 101「知多地域消防相互応援協定（知多地域9市町及び一部事務組合）」

第2節 自衛隊の地震防災派遣

- 1 防災派遣要請等
町地震災害警戒本部長は、地震防災応急対策の実施のため自衛隊の支援を必要とするときは、県地震災害警戒本部長に対し次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。
 - (1) 派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を必要とする期間
 - (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
 - (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (5) その他参考となるべき事項
 - ◆附属資料 67「自衛隊災害派遣部隊派遣要請書」
 - ◆附属資料 68「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」
- 2 連絡調整
町地震災害警戒本部長は、地震防災派遣が実施される場合は支援活動の細部に関し、関係部隊と連絡調整するものとする。

調 整 窓 口	連 絡 電 話
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科 電話 052-791-2191 内線 461
陸上自衛隊 第10師団司令部	第3部防衛班 電話 052-791-2191 内線 531

3 地震防災派遣に伴う部隊の受け入れ及び経費の負担区分

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受け入れ手続き及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずるものとする。

第7章 住民のとりべき措置

基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、住民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

第1節 家庭においてとりべき措置

- 1 テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、役場や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合には、津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、町の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものとする。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食糧、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。
- 3 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- 4 まずは、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 5 火の使用は自粛するものとする。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと。）
- 6 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとるものとする。
- 7 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- 8 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える。（底の厚い靴も用意すること。）
- 9 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- 10 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- 11 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- 12 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- 1 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- 2 まずは、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- 3 火の使用は自粛するものとする。
- 4 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- 5 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- 6 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- 7 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- 8 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- 9 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- 10 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- 11 マイカーによる出勤、帰宅等は可能な限り自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

付録 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う町の対応について

愛知県からの平成 29 年 10 月 20 日付け 29 防危第 332 号、29 災対第 552 号通知及び 11 月 1 日から気象庁において運用が開始される「南海トラフ地震に関する情報」の趣旨を踏まえ、新たな防災対応が定められるまでの当分の間、「南海トラフ地震に関する情報」の発表に伴う本町の対応は、下記のとおりとする。

記

- (1) 情報の収集及び伝達
適宜必要な情報の収集に努め、町関係機関に対して、必要な情報を伝達する。
- (2) 住民への呼びかけ
住民に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等、日ごろから行っている備えの再確認を呼びかける。
- (3) 情報共有を目的とする庁内会議の開催
必要に応じて「東浦町地震防災対策会議」等を開催し、町内における情報共有を図る。
- (4) 施設の点検等
町が所管する施設のうち、防災上重要な施設や住民利用施設について、必要に応じて点検及び大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
- (5) 災害対策本部
原則、「南海トラフ地震に関する情報」の発表後、直ちに体制は執らず、気象庁から発表される情報の内容及び政府、愛知県の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (6) 今後の方針
東浦町地域防災計画を始めとする東海地震に関する本町の既存の計画等については、国、県において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正し、県が「愛知県地域防災計画」等を修正する際に見直すこととする。